（介護予防）短期入所生活介護事業所

ショートステイ輝き運営規程

社会福祉法人

輝き奉仕会

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人輝き奉仕会が開設するショートステイ輝き（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な（介護予防）短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の（介護予防）短期入所生活介護従業者（以下「従業者」という。）は、要介護状態又は要支援状態にある高齢者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

２　事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　ショートステイ輝き

（２）所在地　広島市南区北大河町３９番１号（特別養護老人ホーム輝きに併設）

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業者は全て特別養護老人ホーム輝きの職員が兼務し、その職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（１）管理者１名（常勤専従）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（２）生活相談員１名以上（常勤専従１名以上）

　　　生活相談員は利用者及び家族等、利用希望者等の相談援助業務を行う。

（３）看護職員４名以上（常勤兼務４名以上）

　　　看護職員は嘱託医の指示のもとで利用者の健康管理を行う。

（４）介護職員２０名以上（常勤専従１０名以上）

　　　介護職員は利用者の日常生活上の世話を行う。

（５）栄養士１名以上（管理栄養士１名以上）

　　　栄養士は給食及び栄養の管理を行う。

（６）医師１名（非常勤専従）

　　　医師は利用者の健康管理上必要な指示を行う。

（７）機能訓練指導員4名以上（看護職員が兼務）

　　　機能訓練指導員は利用者の心身の機能の維持に必要な訓練を行う。

（指定（介護予防）短期入所生活介護の利用定員）

第５条　指定（介護予防）短期入所生活介護の利用定員は、２０人とする。

（指定（介護予防）短期入所生活介護の内容）

第６条　指定（介護予防）短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

（１）送迎

（２）日常生活上の世話

（３）機能訓練

（利用料その他の費用の額）

第７条　指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定（介護予防）短期入所生活介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、その一割～三割の額とする。

２　前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。なお、滞在費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を一日あたりの料金とする。

　一　滞在費　多床室　　　８５５円／日

　　　　　　　従来型個室　１，１７１円／日

　二　食費　１，５００円／日（朝食３７０円　昼食６４０円　夕食４９０円）

　三　指定（介護予防）短期入所生活介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては実費相当額

四　通常の送迎の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常の送迎の実施地域を越えた地点から路程１ｋｍ当たり２０円を実費として徴収する。

３　前項の費用及びその他の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合にも、同様に同意を得るものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第８条　事業所の通常の送迎の実施地域は、広島市内及び安芸郡府中町、海田町、坂町とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第９条　利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

（１）「指定（介護予防）短期入所生活介護（ショートステイ）」利用契約書及び重要事項説明書に合意し、署名捺印のうえ利用するものとする。

（２）利用者は、サービス利用に当たって、契約時に健康状態等心身の状況及び日常の介護の状況について通知するとともに、その状況に変化があった場合は速やかに管理者または従業者に通知し、当日のサービス利用の可否について相談をすることとする。

（緊急時等における対応方法）

第１０条　従業者は、（介護予防）短期入所生活介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族に通知し、主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第１１条　事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年２回以上、防災訓練を行う。

（その他運営に関する重要事項）

第１２条　事業所は、従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（１）採用時研修採用後１ヶ月以内

（２）継続研修年２回

（３）その他の研修

２　従業者は、職務上知りえた個人情報について、第三者への漏洩を防止する。但し重要事項説明書において同意を得た範囲内において使用することがある。

３　事業所は、従業者に対して利用者の人権の擁護、虐待の防止のための研修を実施する。

４　事業所は、サービス提供中に事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

５　サービスの提供に当たって、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。そのため以下の措置を講ずる。

（１）関係職種が参加するケース会議を開き、身体拘束廃止の体制を作る。

（２）身体拘束の必要があると思われる時は随時身体拘束廃止委員会を開催し、身体拘束の必要性（切迫性、非代替性、一時性）について検討する。

（３）身体拘束を行う時は、個別の状況による拘束の必要な理由、拘束の方法、時間帯又は時間、特記すべき心身の状況、拘束の開始及び解除の予定を記載したケアプラン（身体拘束説明書）を作成し、利用者等又はその家族へ説明し同意を得る。

（４）身体拘束廃止委員会において二週間毎又必要に応じ随時状況と必要性の検討を行う。

（５）身体拘束実施中は経過を記録し、随時又は要求に応じて説明する。

（６）解除後には身体拘束の妥当性を検証して記録を残す。

６　この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人輝き奉仕会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

平成１２年１０月　１日改正

平成１２年１１月　１日改正

平成１６年１０月　１日改正

平成１７年　６月　１日改正

平成１７年１０月　１日改正

平成１９年　４月　１日改正

平成２５年１２月　１日改正

平成２７年　８月　１日改正

平成２９年１１月　１日改正

平成３０年　６月１５日改正

令和　５年　９月１１日改正